

令和3年10月31日執行
川崎市長選挙
川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障

害者支援施設及び指定保護施設における

不在者投票の事務処理要領

Ver. 2

川崎市長選挙及び川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙の投票用紙への記載のしかた、投票用紙の色等は、次のとおりです。

1 川崎市長選挙

- 候補者1人の氏名を自書します。
- 投票用紙の色は薄オレンジ色、文字は黒色で印刷されています。

2 川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙

- 候補者1人の氏名を自書します。
- 投票用紙の色は白色、文字は黒色で印刷されています。

川崎市・区選挙管理委員会

目 次

I はじめに

1	不在者投票制度とは	1
2	「指定病院等」とは	1
3	今回の選挙において「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは	1
4	不在者投票管理者とは	2
5	留意していただくこと	3
6	今回行われる選挙は	4
7	不在者投票の流れ	5
8	選挙管理委員会と「指定病院等」との文書のやりとりに係る宛名ラベルについて	6

II 事務処理について

1	「投票用紙等」の請求	7
2	「投票用紙等」の交付	8
3	不在者投票ができる期間及び時間	8
4	投票記載場所の設備	9
5	立会人	9
6	不在者投票の方法	10
7	外部立会人の選定手続について（川崎市内に所在する「指定病院等」用）	15
8	経費の請求	16
9	特殊な投票や手続	18
10	新型コロナウイルス感染症に係る対応	19
11	使用する様式等	22
	〔不在者投票手続関係〕	
	● 第1号様式 依頼書	24
	● 第2号様式 投票用紙等交付請求書	25
	● 第2号様式の2 不在者投票事務処理票（Bカード）	26
	● 第3号様式 請求書（兼宣誓書）	27
	● 第4号様式 経費請求書	28
	● 第5号様式 不在者投票者氏名等一覧	29

(その他の参考様式)

● 不在者投票証明書	30
● 不在者投票証明書用封筒	30
● 投票用紙及び不在者投票用封筒送付書	31
● 外部立会人選定依頼書	33
● 外部立会人選定通知	34
● 立会人選任書	35
● 立会人承諾書	36
● 投票用紙等請求用ラベル	37
○ 参考 「指定病院等」における代理請求による不在者投票の処理方法	39
Ⅲ 資 料	
○ 「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集	40
◎ 川崎市・区選挙管理委員会所在地等一覧(問い合わせ先)	巻末

I はじめに

1 不在者投票制度とは

選挙人が選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前でも投票することができるよう設けられた制度です（公職選挙法の改正により、期日前投票制度が創設され、平成15年12月から施行されましたが、「指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設（以下「指定病院等」といいます。）」における不在者投票は従来どおりです。）。

2 「指定病院等」とは

不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をいいます。

3 今回の選挙において「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは

川崎市長選挙（以下「市長選挙」といいます。）は市長選挙の選挙権を有する人で、川崎市のいずれかの区の選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

また、川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙（以下「市議会議員幸区補欠選挙」といいます。）は市議会議員幸区補欠選挙の選挙権を有する人で幸区の選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

なお、選挙人名簿への登録の確認は、各区の選挙管理委員会（市内の区の選挙管理委員会の所在地等については、巻末の一覧表を参照してください。）にお問い合わせください。

所 在 区 分	<u>区域内</u> の「指定病院等」 に入院（入所）中	<u>区域外</u> の「指定病院等」 に入院（入所）中
歩行可能な人 （外出可能）	できない（×） （注4）	できる（○）
病気、負傷等のため歩 行が著しく困難な人	できる（○）	できる（○）

（注1） 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。なお、歩行可能（外出可能）な選挙人の名簿登録地と「指定病院等」の所在地が同じ区内にある場合で、投票区の区域が同じかどうか不明な時には、「指定病院等」が所在する区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注2) 平成25年7月1日以後に公示又は告示された選挙(平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙)から、成年被後見人の方の選挙権が回復しました。貴病院、貴施設に成年被後見人の方がいらっしゃる場合には、回復された選挙権が円滑に行使できるよう、投票用紙の代理請求など不在者投票に係る手続について遺漏がないよう御注意ください。

(注3) 平成28年6月19日以後に公示された国政選挙(平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙)から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。満18歳かどうかの算定は、不在者投票を行う時点ではなく、投票日時点で行うこととされています。なお、年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされていますから、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することとなります。

(注4) 原則歩行可能な人で「区域内」の「指定病院等」に入院(入所)中の人は不在者投票ができませんが、台風などの天災・悪天候や、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況であるために外出困難な場合には、不在者投票を行うことができます。

4 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院(入所)中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。

しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき人(指定病院における職務を代理すべき人は、医師(又は歯科医師)に限られます。)が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」といいます。)の請求依頼があった場合、不在者投票理由(1ページの3参照)に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地の川崎市の区選挙管理委員会の委員長(以下「区選管委員長」といいます。)に対して「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の「区選管委員長」から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備(9ページの4参照)をすること。
- (4) 投票の立会人(1人以上)を選び、投票に立ち合わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、又、汚損及び破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を直ちに「区選管委員長」に送致(直接持参するか又は郵便等(※)により送付)すること。

※ 「郵便等」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しく

は同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便を言います。

したがって、「投票用紙等」を送付する際は、日本郵便株式会社又は特定信書便事業者を用いてお送りください。宅配便などを御利用になる場合は、必ずその事業者が特定信書便事業者に該当しているかどうかを御確認ください。なお、選挙期日（投票日）までに必ず到達する必要があるため、土・日・休日も配送される速達やレターパックプラス等を御活用ください。特に不在者投票管理者が区の選挙管理委員会に「投票用紙等」を送付する場合には、レターパックプラスを活用するなど配達記録の残る送付方法が望ましいです。

5 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務の他にこの仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の基本をなすものであることを十分に御認識のうえ、御協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適正な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由及び公正を心がけ、投票の秘密保持を期し、又、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。
- (3) 投票の終わった「投票用紙等」は、直ちにそれぞれの名簿登録地の「区選管委員長」に送致（直接持参するか又は郵便等により送付）してください。その際、誤って県や市の選挙管理委員会又は違う区選挙管理委員会宛てに送付することのないよう御注意ください。

6 今回行われる選挙は

今回行われる選挙は次のとおりです。

なお、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の公示日・選挙期日等は10月8日時点での想定日となります。

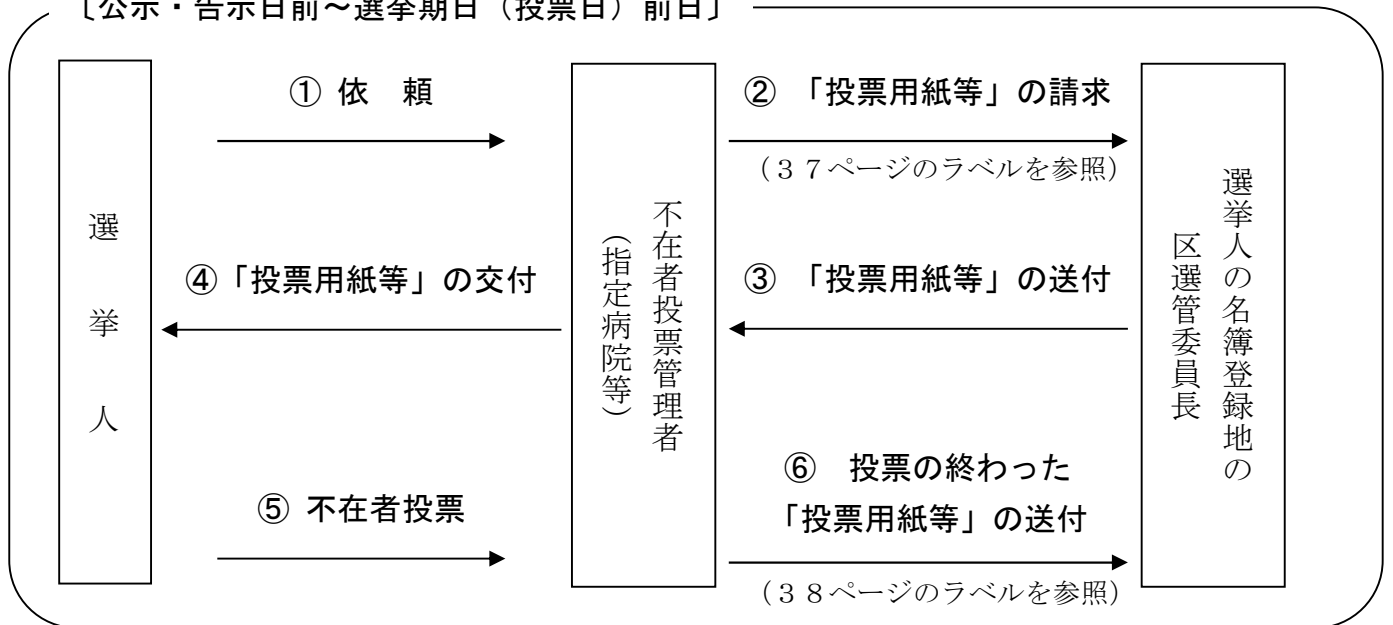
名称	川崎市長選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙	最高裁判所裁判官国民審査	川崎市議会議員 幸区選挙区補欠選挙
選挙期日 (投票日)	令和3年10月31日(日)				
投票用紙	投票用紙の色は <u>薄オレンジ色</u> 、文字は <u>黒色</u> で印刷されています。	投票用紙の色は <u>あさぎ色</u> 、文字は <u>黒色</u> で印刷されています。	投票用紙の色は <u>ピンク色</u> 、文字は <u>黒色</u> で印刷されています。	投票用紙の色は <u>うぐいす色</u> 、文字は <u>黒色</u> で印刷されています。	投票用紙の色は <u>白色</u> 、文字は <u>黒色</u> で印刷されています。
投票方法	候補者1人の氏名を記入します。	候補者1人の氏名を記入します。	名簿届出政党等の名称を1つ記入します。	やめさせた方がよいくらい裁判官の氏名の上の欄に×を記入します。やめさせなくてもよいくらい裁判官については何も書かないでください。	候補者1人の氏名を記入します。
公示・告示日	令和3年10月17日(日)	令和3年10月19日(火)			令和3年10月22日(金)
「指定病院等」において不在者投票ができる期間及び時間	令和3年10月18日(月)～ 令和3年10月30日(土) 午前8時30分～午後5時00分	令和3年10月20日(水)～ 令和3年10月30日(土) 午前8時30分～午後5時00分			令和3年10月23日(土)～ 令和3年10月30日(土) 午前8時30分～午後5時00分
経費請求期限	令和3年11月30日(火) 必着 (選挙期日(投票日)後30日まで)				

※ 外部立会人の立会に要する経費は、神奈川県に請求してください。

7 不在者投票の流れ

「指定病院等」における不在者投票の大まかな流れは次のとおりです。

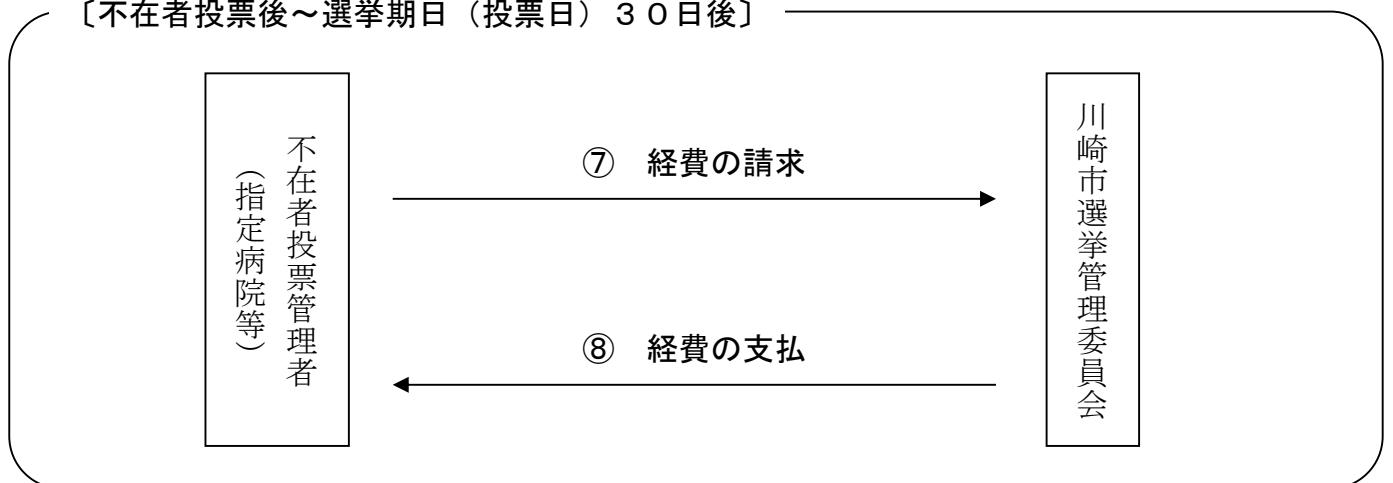
〔公示・告示日前～選挙期日（投票日）前日〕



※ 「投票用紙等」の請求（②）及び投票の終わった「投票用紙等」の送付（⑥）は選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に行っていただきます。

「投票用紙等」の請求先及び送付先を誤ってしまうと、投票ができない（間に合わない）あるいは投票が無効になってしまうことがありますので、誤りのないようにお願いします。

〔不在者投票後～選挙期日（投票日）30日後〕



※ 不在者投票後は経費（外部立会人の立会に要する経費を含む）の請求（⑦）をしていただくこととなりますが、今回行われる市長選挙及び市議会議員幸区補欠

選挙分の経費の請求先は川崎市選挙管理委員会です（衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査分の経費は神奈川県選挙管理委員会宛てに行ってください。）。

- 8 選挙管理委員会と「指定病院等」との文書のやりとりに係る宛名ラベルについて
「指定病院等」が、市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙に係る不在者投票に関して、選挙管理委員会と文書のやりとりを行うのは前項7の②⑥⑦の3つです。

〔7 不在者投票の流れ（再掲）〕

② 「投票用紙等」を「区選管委員長」に請求

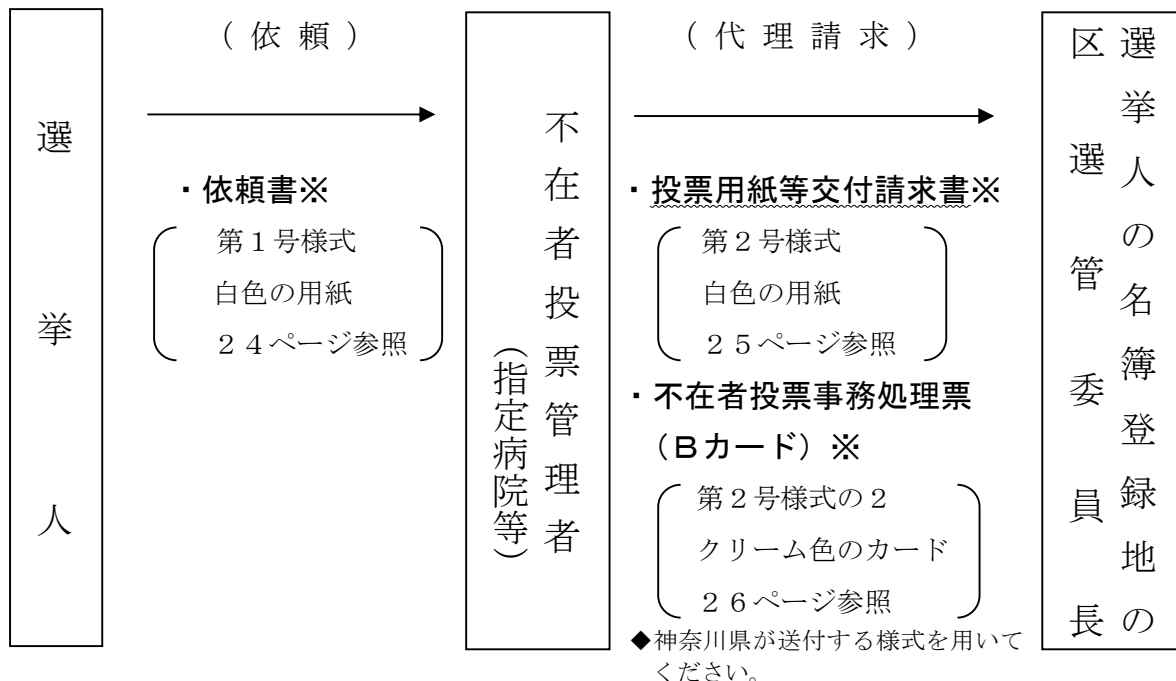
⑥ 投票後、「投票用紙等」を「区選管委員長」に送致（直接又は郵便等）
⇒ 「投票用紙等」のやりとりはすべて区選挙管理委員会と行います。

⑦ 不在者投票後、川崎市選挙管理委員会に経費を請求
⇒ 経費請求におけるやりとりは市の選挙管理委員会と行います（経費の請求については16ページに記載しています。）。

「投票用紙等」の請求先及び送付先誤りを防止するため、「区選管委員長」との「投票用紙等」のやりとり（上記②⑥）をする際には、37・38ページに記載している投票用紙等送付用ラベルを宛名ラベルとして御活用いただき、送付先誤りのないようにお願いします。

II 事務処理について

1 「投票用紙等」の請求



※ ここで使用する用紙等は、川崎市選挙管理委員会からあらかじめお届けします。

- (1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日まででき、選挙期日の告示の日前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、必ず**依頼書**（第1号様式、24ページ参照）を選挙人から提出させ保存しておいてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由（1ページの**3**参照）に当たると認定した場合には、**投票用紙等交付請求書**（第2号様式、25ページ参照）及び**不在者投票事務処理票（Bカード）**（第2号様式の2、26ページ参照）に必要事項を記入の上、**「区選管委員長」に対して**直接又は郵便等で請求してください（市内の区の選挙管理委員会の所在地については、巻末の一覧表を参照してください）。
- (4) **不在者投票事務処理票（Bカード）**の「施設の名称」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。
 また、選挙人が点字で投票を行う場合には、「施設の名称」欄に併せて「点字」と記入してください。
- (5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(6) 「投票用紙等」の請求方法は、選挙人が「指定病院等」の長に「区選管委員長」への請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら「区選管委員長」に請求する方法があります。この場合には、**請求書（兼宣誓書）**（第3号様式、27ページ参照）により「区選管委員長」に対して直接又は郵便等で請求することになります（以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

2 「投票用紙等」の交付

前ページ1の方法で請求すると、「区選管委員長」から次の諸用紙が直接交付されるか又は郵便等をもって送付されます。

なお、市議会議員幸区補欠選挙の選挙期日の告示は、市長選挙の選挙期日の告示の5日後になりますので、同選挙の不在者投票をする場合、投票用紙等の送付は、この日以後に一括して行います（4ページの6参照）。

- | |
|---------------------------------------|
| <p>① 投票用紙
② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）</p> |
|---------------------------------------|

この場合、不在者投票管理者は、「投票用紙等」を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。

なお、不在者投票をする期日を定める場合（次の3を参照）、その期日まで不在者投票管理者が「投票用紙等」を保管することは、選挙人における保管が困難と判断され、選挙人の了解を得て保管するのであれば差し支えありません。

《選挙人が自ら請求した場合は、これらの諸用紙の他に不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、当該選挙人はこの不在者投票証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

3 不在者投票ができる期間及び時間

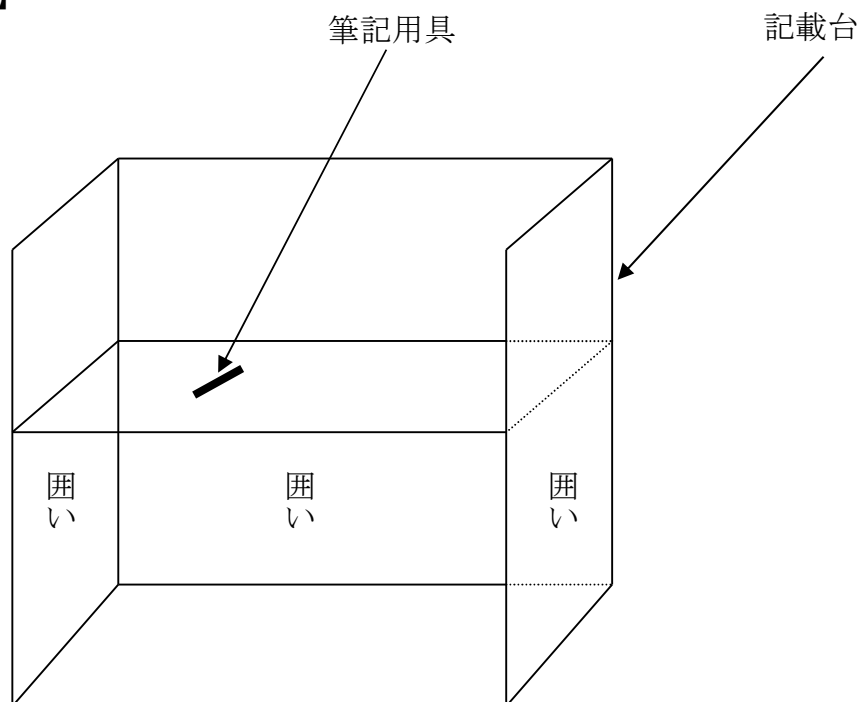
選挙期日の公示・告示の日の翌日から選挙期日の前日までの、毎日午前8時30分から午後5時までです（4ページの6参照）。

なお、この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

4 投票記載場所の設備

不在者投票管理者は、「指定病院等」の施設内に、投票の秘密を保持するために他人が選挙人の投票を見ることができず、また投票用紙の交換その他の不正が行われないよう、相当な設備をしなければなりません。

【設備例】



また、投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することは一切できません。

なお、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドの上で投票することができます（この場合は、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。）。

（注）投票記載場所に特定の候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者に投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

5 立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する人を立ち合わせなければなりません。立会人不在で行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。また、立会人は、不在者投票

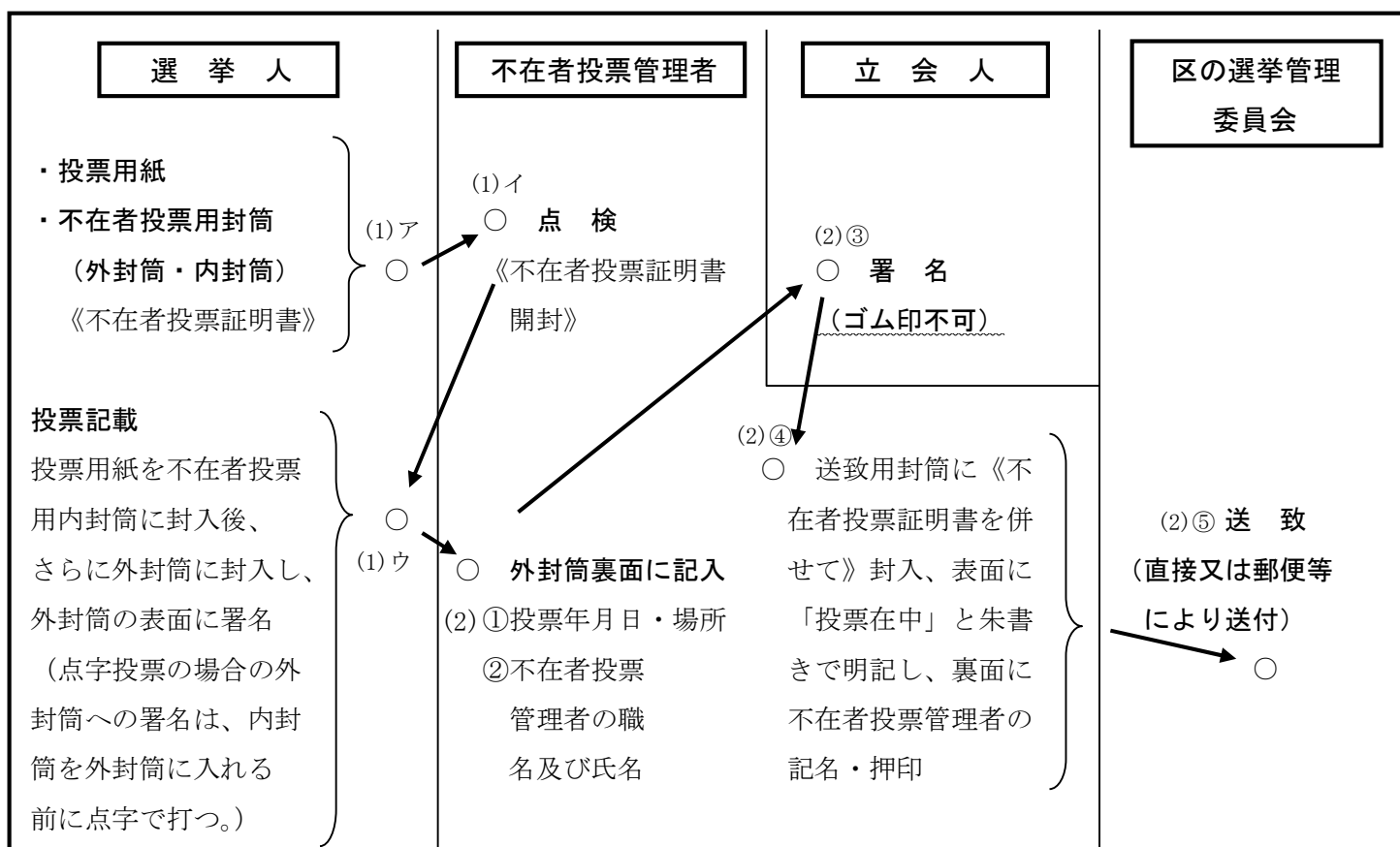
管理者（不在者投票管理者の補助執行者を含む）、代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権（年齢満18歳以上の日本国民）を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

○ 外部立会人

平成25年の公職選挙法等の改正により、不在者投票管理者は市区町村選挙管理委員会（川崎市にあっては区の選挙管理委員会）が選定した者（以下「外部立会人」といいます。）を立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施を確保する努力義務が課せられました（今回の市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙における外部立会人の選定手続については15ページに記載しています。）。

6 不在者投票の方法



(注) 《不在者投票証明書》の関係は、選挙人が自ら「区選管委員長」に対して「投票用紙等」を請求し、交付された場合です。

(1) 不在者投票の手続

ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする人が、「投票用紙等」を交付された選挙人であるか否か確認してください（8ページの2参照）。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、不在者投票証明書によって確認してください。》

イ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、「投票用紙等」の他に不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうか併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

ウ 投票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、

- ① 選挙人自ら投票用紙に「候補者1人の氏名等」を記載させ、
- ② これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、
- ③ さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、
- ④ 外封筒の表面に必ず署名させて提出させてください。

点字投票があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。

なお、不在者投票用外封筒の表面の署名は、次の代理投票の場合を除くほか、選挙人に必ず自書させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したりしないようにしてください。また、署名の下に押印したり、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

エ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事情により「候補者1人の氏名等」を自書できないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票をさせることができます。

この場合、口頭による申請でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は、次の手順により行わせることになります。

- ① 立会人の意見を聴いて、不在者投票管理者が管理する投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2人(※)を定めてください。なお、不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。
- ② 定めた2人の補助者のうち、1人を立ち会わせて上で、他の補助者1人に投票記載場所で、選挙人の指示する「候補者1人の氏名等」を記載させてください。
- ③ 補助者に、記載した「候補者1人の氏名等」を選挙人に示させたうえ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせてください。
- ④ 補助者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させてください(補助者の氏名は書かないでください)。
なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いた上で、拒否することになります。

※ 平成25年の公職選挙法等の改正により、代理投票の補助者の要件が、不在者投票管理者が管理する投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めることとされました。

選挙人の家族や付添人等は、代理投票の補助者となることはできないため、投票記載場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできません。

したがって、補助者は、投票記載場所における投票手続に入る前に、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、選挙人本人の意思確認の方法について事前打合せを行うなど、適切に御対応ください。

また、代理投票が認められる選挙人の様子は様々であることから、投票記載場所における投票手続に入った後、選挙人本人の意思確認に当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく対応いただくことが重要になってまいりますので、その意思確認に十分努めてくださいますようお願いいたします。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、

- ① 投票した年月日及び場所を記載し、
- ② 不在者投票管理者の職名及び氏名を記載したうえ、

- ③ 投票に立ち会った立会人に署名させてください（記載例 1 4 ページ）。
 なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、**立会人の氏名は必ず署名**させてください。
- ④ 不在者投票管理者はこの不在者投票用外封筒を《選挙人が自ら請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に不在者投票管理者名を記名して印を押します。
- ⑤ 直ちに選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に送致（直接持参するか、又は郵便等により送付）してください（「郵便等」の詳細は、2 ページの※印を参照してください。）。不在者投票は不在者投票管理者から区選管委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されますが、選挙期日（投票日）の投票所を閉じる時刻（午後 8 時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を持って御対応ください。

【自書が必要な用紙類等】

用紙類等	自書を要する部分	自書をする人
依頼書 (第 1 号様式・P 2 4 参照)	「選挙人住所」欄、「選挙人氏名」欄 及び「生年月日」欄	選挙人(代理人が記載する場合を除く)
《請求書(兼宣誓書)》 (第 3 号様式・P 2 7 参照)	《事務処理欄を除く、記載が必要な部分》	《選挙人(選挙人が自ら「区選管委員長」に「投票用紙等」を請求する場合のみ必要)》
投票用紙	「候補者氏名」欄等	選挙人(代理投票を除く)
不在者投票用外封筒	封筒の表面の「投票者氏名」欄	選挙人(代理投票を除く)
	封筒の裏面の「立会人(署名)」欄	立会人

(3) 未使用の「投票用紙等」の返還について

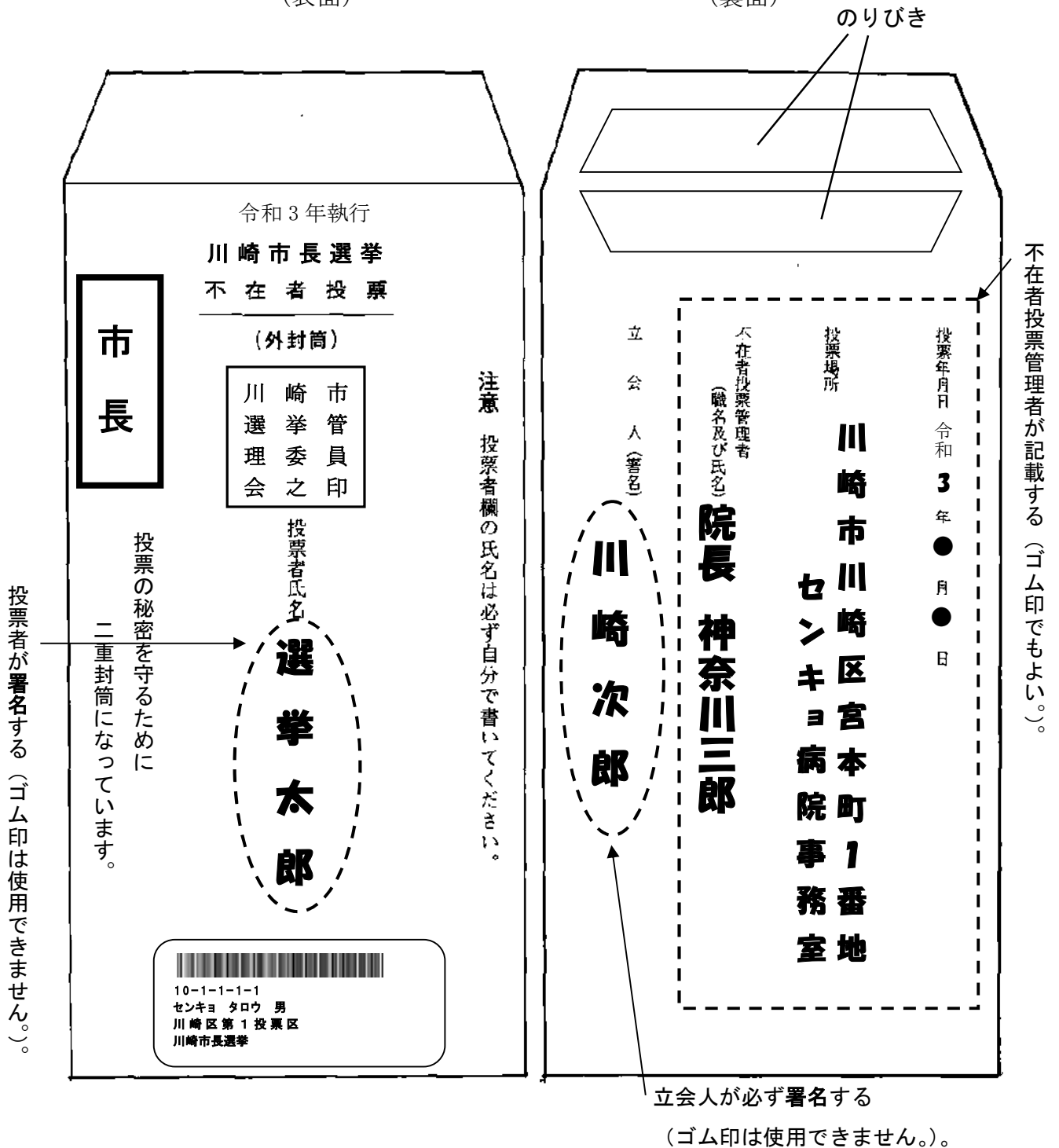
選挙人が退院その他により投票しなかったときは、直ちに「投票用紙等」を選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に返還してください。また、不在者投票が出来る期間が終了したために投票用紙等を使用しなかったときも、破棄せずに必ず選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に返還してください。なお、返還の際には、投票しなかった選挙人の氏名等もお知らせください。

投票用紙及び投票用封筒を選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に返還すると、当該選挙人は投票日当日に投票所まで行けば投票することができます。返還されないと投票所へ行っても投票することができません。

〔不在者投票用外封筒の記載例〕

(表面)

(裏面)



7 外部立会人の選定手続について（川崎市内に所在する「指定病院等」用）

平成25年の公職選挙法等の改正により、不在者投票管理者は不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされたことについては既述（10ページ参照）のとおりですが、今回執行の市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙において、川崎市内に所在する「指定病院等」における外部立会人の選定手続は次のとおりです。

- (1) 外部立会人の選定を依頼する場合は、「指定病院等」が所在する区選挙管理委員会宛てに、電話にて御連絡ください。連絡を受けた区選挙管理委員会から外部立会人選定依頼書（33ページ参照）を送付いたしますので、必要事項を記入し送付してください。

なお、依頼の連絡をされる際、あらかじめ外部立会人が立ち会う不在者投票の実施日時候補を決めておいてくださいますようお願いいたします。

- ※ 外部立会人には、選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票の手続きに立ち会っていただきますが、不在者投票に関する手続きの全てについて最終的な決定権を持つのは不在者投票管理者であることに御留意ください。

(注意) 不在者投票の実施日直前など急な選定依頼の場合、外部立会人の選定ができない可能性がありますので、選定依頼をする場合は、選定手続に必要な期間を考慮して御連絡くださいますようお願いいたします。

- (2) 区選挙管理委員会は、「指定病院等」からの外部立会人選定依頼を受け、外部立会人となるべき者を選定した後、当該「指定病院等」宛てに以下の書類を送付します。

- ① 外部立会人選定通知（34ページ参照）
- ② 立会人選任書の様式（35ページ参照）
- ③ 立会人承諾書の様式（36ページ参照）
- ④ 経費請求書（第4号様式、28ページ参照）

- (3) 「指定病院等」においては、不在者投票の当日、立会い業務を開始する前に、外部立会人となるべき者に対して、立会人選任書及び立会人承諾書を渡し、外部立会人となるべき者が必要事項を記入した立会人承諾書を受領してください。

- (4) 立会い終了後、外部立会人に対して、謝金及び旅費（以下「謝金等」といいます。）を支払った場合、外部立会人から謝金等の領収書を受領してください。今回執行の市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙において、外部立会人に支払った謝金等の経費については、「指定病院等」の所在地にかかわらず、川崎市選挙管理委員会から支給されます（支給額や経費の請求方法につ

いては、次項を参照してください。)

※ なお、市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙と同時に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査も行った場合は神奈川県選挙管理委員会から支給されます。

8 経費の請求

今回執行の市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙においては、「指定病院等」に対して、次の経費が支給されます。いずれの経費についても請求先は川崎市選挙管理委員会です。

- (1) 不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,050円）の請求手続
「指定病院等」において不在者投票をした選挙人1人につき1,050円が、不在者投票経費として川崎市選挙管理委員会から支給されます。

[請求手続]

「指定病院等」の長（＝不在者投票管理者）は、所定の手続が終了した後で、不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,050円）の経費請求書（第4号様式、28ページ参照）に、

- ① 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式、29ページ参照）
（「指定病院等」で不在者投票事務処理票（Bカード）（第2号様式の2、26ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）
② 「区選管委員長」名入りの投票用紙及び不在者投票用封筒送付書（31～32ページ参照）の写し

のいずれか（併用されても結構です。）を添えて、選挙期日（投票日）後30日まで（4ページの6参照）に必着するように「〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地、川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係」宛てに提出してください。

なお、②を添付した場合は、不在者投票を行わなかった選挙人の氏名の記載がある場合には2本線で抹消してください。

- (2) 外部立会人に関する経費（謝金等を支払った場合）の請求手続

不在者投票に外部立会人を立ち合わせ、その経費（当該外部立会人への謝金及び旅費）を支払った場合、実際に支払った額又は10,900円（旅費を含む）のうち少ない金額を上限として、市長選挙及び市議会議員幸区補欠選挙のみ行った場合は川崎市選挙管理委員会から、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査も同時に行った場合は神奈川県選挙管理委員会から支給されます。

ただし、上記金額（10,900円）は8.5時間分であり、これに満たない場合は、次ページの「報酬額早見表」のとおり従事時間に応じた報酬金額とします。

なお、「指定病院等」が独自に立会人を選定した場合又は市区町村等の職員を選定した場合は、川崎市選挙管理委員会からの経費支給の対象とはなりません。

【報酬額早見表】

1回当たりの従事時間	報酬額
1時間（1時間以内）	1,282円
2時間（1時間を超え、2時間以内の場合）	2,565円
3時間（2時間を超え、3時間以内の場合）	3,847円
4時間（3時間を超え、4時間以内の場合）	5,129円
5時間（4時間を超え、5時間以内の場合）	6,412円
6時間（5時間を超え、6時間以内の場合）	7,694円
7時間（6時間を超え、7時間以内の場合）	8,976円
1日相当（7時間を超える場合）	10,900円

※ 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。

〔請求手続〕

区の選挙管理委員会から送付された**経費請求書**（第4号様式、28ページ参照）に、

① 区の選挙管理委員会から送付された**外部立会人選定通知**（34ページ参照）の写し

② 外部立会人から受領した謝金等の**領収書**の写し

の**両方を添えて**、選挙期日（投票日）後30日まで（4ページの6参照）に必着するように「〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地、川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係」宛てに提出してください。

〔問い合わせ先〕

○ 川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(1) 不在者投票手続関係 電話044-200-3425（選挙係）

(2) 経費請求関係 電話044-200-3422（管理係）

FAX044-200-3951

9 特殊な投票や手続

不在者投票の事務処理については、今まで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票の手続があります。これらのことの詳細や不明な点については、市又は区の選挙管理委員会にお尋ねください。

(1) 選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員の場合の手続

選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。

(2) 郵便等による不在者投票制度

一定の条件にあてはまる方は、郵便等による不在者投票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便等により「投票用紙等」の交付を「区選管委員長」に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が「区選管委員長」に対して郵便等により送付する制度です。

ア 身体に重度の障害等を有する選挙人の場合

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳又は介護保険法に規定する被保険者証の交付を受けている方のうち、障害の程度が一定の程度に該当し、あらかじめ区の選挙管理委員会から、郵便等投票証明書の交付を受けている人のみです。

※ 自ら記載することができない一定の選挙人については、あらかじめ「区選管委員長」に届け出た者をして記載させることができます。

イ 新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛要請により療養中の選挙人の場合

令和3年6月より、新型コロナウイルス感染症の患者であること又は感染したおそれがあることにより外出自粛要請を受け、自宅等で療養中の選挙人についても、当分の間本制度の対象となることとなりました（特例郵便等投票制度）。

なお、濃厚接触者は本制度の対象外となります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染の有無にかかわらず、「投票用紙等」の交付を区の選挙管理委員会に請求する時点で病院に入院中の方は、「ア身体に重度の障害等を有する選挙人の場合」を除き、郵便等による不在者投票制度の対象外となりますので、本要領に基づき「指定病院等」における不

在者投票を行ってください。ただし、投票用紙等を請求後に入院した場合は、特例郵便等投票による不在者投票も可能です。

詳細や不明な点については、市又は区の選挙管理委員会にお尋ねください。

いずれの場合も「指定病院等」で投票を記載することもあります。が、「指定病院等」の長が不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありませんので、御注意願います。

なお、郵便等による不在者投票を行うことができる人が、郵便等によらず、一般の「指定病院等」での不在者投票を行う場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者となります。

(3) 代理投票の仮投票（この場合は、区の選挙管理委員会にお問い合わせください。）

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めるときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人が拒否の決定に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

代理投票の仮投票をさせる場合は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に「候補者の氏名等」を代理記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させることとなります。

10 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(1) 不在者投票の際の新型コロナウイルス感染症対策について

不在者投票を行う際は、次の留意事項を参考に、各施設の実情にあわせ「指定病院等」の不在者投票管理者の判断により対策を実施してください。「指定病院等」における基本的な新型コロナウイルス感染症対策については、各施設のガイドライン等に準じて実施してください。

- ・ 不在者投票管理者、投票立会人及びその他の投票事務従事者が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる等により欠員が出たとしても、選挙事務を中止することはできませんので、事務を遂行することができるよう、あらかじめ代替職員等を確保しておくようにしてください。
- ・ 投票事務に当たっては、マスクを着用のうえ、定期的に手指消毒を実施し、選挙人と接触を伴う対応をする事務従事者は手袋（ビニール、ゴム等）を着

用するなど、接触機会を低減させるよう努めてください。

- ・ 投票記載場所の出入口にアルコール消毒液等を設置するなど、選挙人に対して投票前に手指消毒を促してください。
- ・ 投票記載台等は定期的にアルコール消毒液等で拭き取り消毒を行ってください。
- ・ 選挙人が使用する鉛筆等の筆記用具は、消毒したものや使い捨てのものを投票用紙交付の際に渡すなど、投票記載台に備え付けて使い回すことがないようにしてください。なお、従前どおり選挙人が持参した筆記用具の使用は可能です。
- ・ 人と人との間隔を確保する、30分に1回以上換気を行う等により、いわゆる「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けるようにしてください。

(2) 感染者への対応

入院・入所している選挙人のうち、新型コロナウイルス感染症の感染者が「指定病院等」において不在者投票の実施を希望する場合、公職選挙法上は通常の選挙人と同様に扱われるため、投票することができます。感染症拡大防止などの理由があったとしても、投票を拒否することはできません。

ア 感染者が不在者投票を行うときは、手指消毒のうえマスクや手袋を着用させ、直接投票用紙等に触れることのないようにしてください。

イ 感染者の投票と他の選挙人の投票は、空間的又は時間的に分けて行ってください。

例 ・他の選挙人が投票した後に感染者を投票させる。

- ・感染者は自分の部屋で投票させる（ベッドでの投票については、9ページ参照）。

ウ 感染者の不在者投票終了後、事務従事者は速やかに手指消毒を行ってください。

エ 投票が終了した不在者投票（封筒）は、郵送等の封筒の表面に、感染者のものが入っていることがわかるように表示をするなどして、区の選挙管理委員会に送付してください。

また、代理投票の実施についても検討してください。

新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院者が候補者の氏名が自書できない選挙人と認められる場合には、代理投票を行うことも考えられ

ます（代理投票については、11ページ参照）。

ただし、代理投票はあくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権を行使できない者のために認められた制度であることから、実施にあたっては本人の意向を十分に確認するようにし、かつ投票の秘密が守られるように慎重に行ってください。

（3） 特例郵便等投票制度について

加えて、令和3年6月より、新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受け、自宅等で療養中の選挙人についても、当分の間郵便等を用いた不在者投票制度の対象となることとなりました（特例郵便等投票制度：18ページ参照）。

なお、「投票用紙等」の請求にあたっては、療養者本人による請求が必要となり、「指定病院等」が代理で請求することができませんので、ご注意ください。

1.1 使用する様式等

事務内容	使用する様式	記入者、送付先	参照ページ
選挙人に「投票用紙等」の代理請求を依頼された場合	依頼書 (第1号様式)	選挙人が記載して不在者投票管理者に提出。不在者投票管理者が保管。	24ページ
不在者投票管理者が「投票用紙等」を「区選管委員長」に代理請求する場合	投票用紙等交付請求書 (第2号様式)	不在者投票管理者が記載。下記の不在者投票事務処理票(Bカード)を添付して、選挙人名簿登録地の「区選管委員長」に送付。	25ページ
	不在者投票事務処理票(Bカード) (第2号様式の2)	不在者投票管理者が記載。上記の投票用紙等交付請求書に添付。	26ページ
選挙人が自ら「投票用紙等」を「区選管委員長」に請求したいと申し出た場合	請求書(兼宣誓書) (第3号様式)	選挙人が記載して、選挙人の名簿登録地の「区選管委員長」に送付。	27ページ
不在者投票終了後、不在者投票事務経費を請求する場合	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。下記の不在者投票者氏名等一覧を添えて、選挙期日(投票日)後30日まで(4ページの6参照)に必着するよう送付。 (川崎市選管事務局選挙部選挙課管理係宛て)	28ページ
	不在者投票者氏名等一覧 (第5号様式)(注1)	不在者投票管理者が記載。上記の経費請求書に添付。	29ページ
外部立会人の選定を依頼する場合	外部立会人選定依頼書	不在者投票管理者が記載して、指定病院等の所在する区の選挙管理委員会に送付。	33ページ
外部立会人の選任及び承諾 (不在者投票立会い当日)	立会人選任書	立会い業務開始前に、外部立会人となるべき者に立会人選任書及び立会人承諾書を渡し、外部立会人となるべき者から必要事項を記入した立会人承諾書を受領。	35ページ
	立会人承諾書		36ページ
外部立会人に謝金等を支払った場合の経費を請求する場合	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。下記の外部立会人選任通知又は領収書の写しを添えて、選挙期日(投票日)後30日まで(4ページの6参照)に必着するよう送付。 (川崎市選管事務局選挙部選挙課管理係宛て)	28ページ
	外部立会人選定通知 (注2)	外部立会人の選定を依頼した指定病院等の所在する区の選挙管理委員会から送付。	34ページ
	領収書 (注2)	立会い終了後、外部立会人に謝金等を支払う際に受領。	

※ 網掛け部分については、外部立会人に関する事務手続となります。

注1 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式）にかえて、「区選管委員長名」入りの投票用紙及び不在者投票用封筒送付書（31～32ページ参照）の写し（「指定病院等」で不在者投票事務処理票（Bカード）（第2号様式の2、26ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）でも結構です（併用されても結構です）。

注2 外部立会人選定通知及び領収書両方の写しを添えてください。

注3 諸用紙が不足した場合の請求先は、市又は区の選挙管理委員会です。請求書（兼宣誓書）（第3号様式）については、「指定病院等」には送付されませんので、当該様式のページをコピーして利用してください。

また、川崎市選挙管理委員会のホームページからも、用紙をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

（ホームページアドレス <https://senkyo-kawasaki2021.jp/> ）

依 頼 書

私は、令和3年10月31日執行の川崎市長選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（幸区の選挙人については川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙を含む。）の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいのので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼します。

令和3年 月 日

(指定病院等の不在者投票管理者)

様

選挙人住所 川崎市 区

フリガナ
選挙人氏名

(※代理人氏名)

生 年 月 日 明治 年 月 日
大正
昭和
平成

病棟等	
階	

※ 代理人氏名の欄は、代理人がこの用紙に記載した場合に、その方の名前を記入してください。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人 人は、令和3年10月31日執行の川崎市長選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（幸区の選挙人については川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙を含む。）の当日、(当病院に入院加療中、当老人ホームに入所中、当施設に入所中)のため(当病院、当老人ホーム、当施設)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項(第51条第2項において準用する第50条第4項)の規定による依頼があったので、別記の選挙人に代わって投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和3年 月 日

(宛先) 川崎市.....区選挙管理委員会委員長

施設の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)		
施設の名称			
不在者投票 管理者の職・氏名	(病院長、老人ホームの長若しくは施設の長又はこれらの代理人の氏名を記入してください)		
	職 名		氏 名
事務担当者氏名			

◎ 注 意

- 選挙人の氏名等は、不在者投票事務処理票(Bカード)に記載し、名簿登録地が同一の区選挙管理委員会ごとにとりまとめてこの請求をしてください。
- 不在者投票事務処理票(Bカード)の「施設の名称」欄には、当該選挙人が投票する場所として、当該病院、老人ホーム等の名称を記入してください。また、選挙人が視覚障害者であるため点字投票をする場合には、「点字」と併せて記入してください。

不在者投票事務処理票

(B カード)

※すでに川崎市から送付したこの様式は使用せず、
神奈川県が送付する様式を使用してください。

	フリガナ	明・人・昭・平	
	氏名	生年月日	投票区
選挙人名簿に記載されている住所	全		
太枠の中のみすべて記入してください。	施設の名称	市長 (空区のみ)	
指 定 施 設 ・ 滞 在 地 ・ 在 宅	請 求 ・ 交 付 等 の 方 法	不在者投票理由	
請 求 受 理 年 月 日	請 求	1	在 宅
交 付 年 月 日	交 付	2	6
受 理 年 月 日	受 理	3	5
返 還 年 月 日	返 還	4	6
備 考	交付市区町村名 不在者投票証明書の発行		
	有 ・ 無		

請求書 (兼宣誓書) (不在者投票用)

私は、令和3年10月31日執行の川崎市長選挙・衆議院小選挙区選出議員選挙・衆議院比例代表選出議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査（幸区の選挙人については川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙を含む。）の当日、次の不在者投票理由に該当する見込みです。

なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

[不在者投票理由 (該当する理由の口にもレを記入してください。)]

- 仕事、学業、その他 () に従事
- 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- 住所移転のため、他の市区町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 3 年 10 月 日

(宛先) 川崎市 区選挙管理委員会委員長

※川崎市外に転出した選挙人は、川崎市長選挙
(幸区の選挙人については川崎市議会議員
幸区選挙区補欠選挙を含む。) の投票をする
ことはできません。

フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
選挙人名簿に記載されている住所	川崎市 区
現住所	(〒)
投票用紙の送付先	(上記の現住所と同じ場所については、記載不要です。) (〒)
日中連絡のとれる電話番号	
不在者投票に出向く予定の市区町村	(市・区・町・村名 (施設で投票する場合は施設名) を記入してください)

※この様式は、宛先に記載された選挙管理委員会に直接持参するか郵便等で送付してください。
なお、電子メールやFAXでの請求はできません。

【不在者投票期間等の御案内】

	川崎市長選挙	衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査	川崎市議会議員 幸区選挙区補欠選挙
幸区の選挙人の方	10月18日(月)～ 10月30日(土) ※投票用紙発送日 令和3年10月16日(土)以降(注)	10月20日(水)～ 10月30日(土) ※投票用紙発送日 令和3年10月18日(月)以降(注)	10月23日(土)～ 10月30日(土) ※投票用紙発送日 令和3年10月21日(木)以降(注)
幸区以外の選挙人の方			

(注)幸区の選挙人の方から全ての選挙の投票用紙等の交付請求を受けた場合、10月21日(木)以降に発送します。
(注)幸区以外の選挙人の方から全ての選挙の投票用紙等の交付請求を受けた場合、10月18日(月)以降に発送します。

—事務処理欄— ※こちらには記入しないでください。

投票区		名簿の表示	
不在者投票事務処理票 (Bカード) への記載			

川崎市用

整理番号

経費請求書

令和 年 月 日
(請求先)
川崎市 長

指定病院等
→川崎市選挙管理委員会

一金 円也 (=ア+イ)

令和3年執行の川崎市長選挙(幸区の選挙人については川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙を含む。)における不在者投票に関する経費を次のとおり請求します。

(内訳)

1 不在者投票事務経費 (投票した選挙人1人につき1,050円) 計 円(ア)
(選挙人 人分)

※実際に投票した人数を記載してください。2つの投票をした場合でも1人と計算します。

・【添付書類】次の①と②のうちいずれかの書類を添付してください。

- ① 不在者投票者氏名等一覧
 - ② 投票用紙及び不在者投票用封筒送付書(「区選管委員長」の公印入り)の写し
- ※ ②を添付する際、不在者投票を行わなかった選挙人については、氏名を2本線で抹消してください。

2 外部立会人経費 計 円(イ)

※ 経費の請求ができるのは、区選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせただけの場合に限ります。

外部立会人氏名 _____ 立会日 令和 年 月 日
投票総数※ _____ 立会時間 (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
立会場所 _____

- ・【添付書類】 _____ ※外部立会人が立ち会った際に投票した人数を記入ください。
- ① 区の選挙管理委員会が発行した外部立会人選定通知の写し
- ② 立会人から受領した領収書の写し

請求者 ※黒枠の中はすべて記入してください。

所在地	(〒 -)		
施設名称 (正式名称)			
施設の長 (院長)の 職名	施設の長 (院長)の 氏名	※印は施設の長(院長)の職印又は私印。(施設名印は不可) 印	
電話番号 () - 内線	担当者	所 属	
		氏 名	

次の口座への振込をお願いします。

請求金額振込先

振込先金融機関名	本・支店名	店番号	種目
銀行・信用金庫 信用組合・農協			1. 普通 3. その他 2. 当座
口座番号 (7桁未満の場合は右詰で記入し、空欄を「0(ゼロ)」で埋めてください。)	フリガナ	※必ず記入してください。	
	口座名義人	※通帳の記載のとおり正確に記入してください。	

* 口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入してください。
なお、請求者と口座名義人が異なる場合は、次の欄にも記入してください。

上記名義人の口座へ振込願います。	
請求者氏名	印

[注意事項]

- 1 この請求書は、川崎市選挙管理委員会(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)宛て送付してください。
- 2 この用紙はコピーして使用できます。

不在者投票者氏名等一覧

番号	選挙人名簿に記載されている住所	フリガナ 選挙人氏名	番号	選挙人名簿に記載されている住所	フリガナ 選挙人氏名
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※ 経費請求書に添付してください。

[不在者投票証明書] (白色の用紙、本文8ページ)

不在者投票証明書

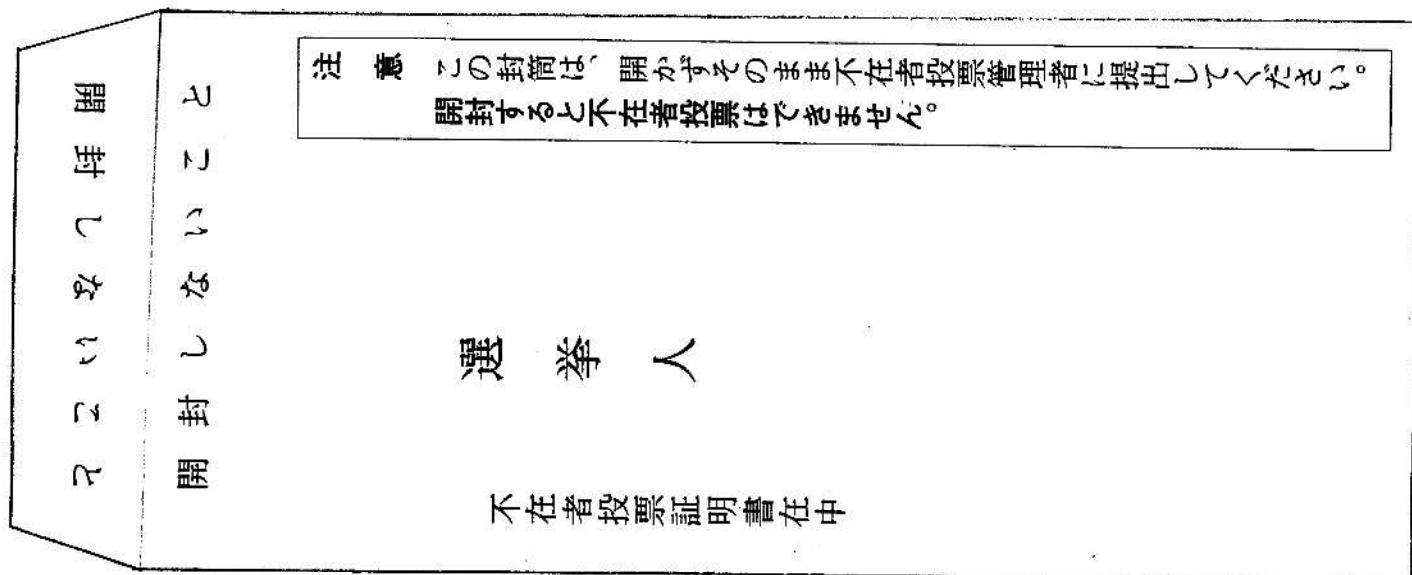
選挙	令和3年 月 日執行 川崎市長選挙 川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙		
選挙人		生年 月日	
投票しようとする 病院、老人ホーム その他の 施設の名称			
その他の 事項			

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

川崎市 区選挙管理委員会
委員長

[不在者投票証明書用封筒] (オレンジ色の封筒、本文8ページ)



投票用紙及び不在者投票用封筒送付書

執行
令和3年 月 日

執行選挙

- 01. 川崎市長選挙
- 02. 川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙

(郵便番号)
(住所)

3 〇 区 選 第 〇 〇 号
令 和 3 年 月 日

(不在者投票指定施設) 御中

川崎市〇〇区選挙管理委員会
委員長 〇〇 〇〇

01. 川崎市長選挙

請 求		交 付		拒 否	
月 日	人	月 日	人	月 日	人

02. 川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙

請 求		交 付		拒 否	
月 日	人	月 日	人	月 日	人

交付先 (不在者投票指定施設)

30区選 第〇〇号
令和3年 月 日

番号	選挙人名	選挙名	番号	選挙人名	選挙名
1	〇〇 〇〇	市長 市補			
2	〇〇 〇〇	市長 市補			

(お願い) 投票済みの投票用及び不在者投票用封筒は〇〇区選挙管理委員会宛てに御返信ください。
 請求をした選挙人が退院その他の理由により投票しなかったときは、速やかに投票用紙及び不在者投票用封筒を返還してください。

[外部立会人選定依頼書] (白色の用紙、本文15ページ)

※ 当該様式は、外部立会人の選定を依頼した場合、区の選挙管理委員会から送付されます。

令和3年 月 日

川崎市_____区選挙管理委員会事務室 宛て

(指定施設名)

(指定施設の長)

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を実施する予定ですので、ついては、同条第10項の規定に基づく外部立会人の選定をお願いいたします。

日 時 :

場 所 :

投票予定人数 :

施設名 :

【問い合わせ】

(指定病院等名)

(担当者名)

電 話 : 044 - -

F A X : 044 - -

[外部立会人選定通知] (白色の用紙、本文15ページ)

※ 当該様式は、外部立会人の選定を依頼した場合、区の選挙管理委員会から送付されます。

令和3年●月●●日

(指定施設名)

(指定施設の長) 様

川崎市●●区選挙管理委員会事務室

外部立会人の選定について (通知)

貴施設から依頼のありました外部立会人の選定について、次のとおり、外部立会人を選定しましたので通知します。

1 立会人氏名 ● ● ● ●
(フリガナ) ●●●● ●●●●

2 立会日時 令和3年●月●日 (●) 午前・午後●●時●●分

※ 当該立会人に対しては、別紙のとおり、貴施設の不在者投票における外部立会人となる旨をお知らせしています。なお、当日は、当該立会人に対し、別添の立会人選任書及び立会人承諾書を渡し、当該立会人の記入した立会人承諾書を受領してください。

(問い合わせ)

川崎市●●区選挙管理委員会事務室

電話：044-●●●-●●●●

FAX：044-●●●-●●●●

[立会人選任書] (白色の用紙、本文15ページ)

※ 当該様式は、外部立会人の選定を依頼した場合、区の選挙管理委員会から送付されます。

令和3年●月●●日

立会人選任書

● ● ● ● 様

(指定施設名)
(指定施設の長の氏名)

あなたを、次のとおり、令和3年●月●日執行の川崎市長選挙及び川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙について、当院(当施設)における不在者投票の立会人に選任します。

立会日時 令和3年●月●日(●) 午前・午後●●時●●分～●●時●●分

不在者投票の実施場所 (●●階●●会議室)

(問い合わせ)

(指定施設名)

(担当者名)

電話：044-●●●-●●●●

FAX：044-●●●-●●●●

[立会人承諾書] (白色の用紙、本文15ページ)

※ 当該様式は、外部立会人の選定を依頼した場合、区の選挙管理委員会から送付されます。

令和3年●月●●日

立 会 人 承 諾 書

(指定施設の長) 様

(住 所)

(電 話 番 号)

(氏名 (自署))

次のとおり、令和3年●月●日執行川崎市長選挙及び川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙について、貴院(貴施設)における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

立会日時 令和3年●月●日(●) 午前・午後●●時●●分～●●時●●分

不在者投票の実施場所 (●●階●●会議室)

〔投票用紙等請求用ラベル（請求先：区の選挙管理委員会）〕（白色、本文5ページの②）

不在者投票管理者は、入院（入所）者に投票の意思を確認した上で、必要な数の「投票用紙等」を区の選挙管理委員会に請求します。

なお、請求は当該選挙人が選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会ごとに行っていただくため、以下の宛名ラベルに下記使用例を参考にして、必要な所在地、区の選挙管理委員会名を記載の上、送付してください。

<p>〒 213-8570</p> <p>(所在地) 川崎市 高津区下作延2-8-1</p> <p>川崎市 <u>高津</u> 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p>投票用紙等交付請求書・Bカード 在中</p> <p>(請求用)</p>

〔投票用紙等**送付用ラベル**（送付先：区の選挙管理委員会）〕（白色、本文5ページの⑥）

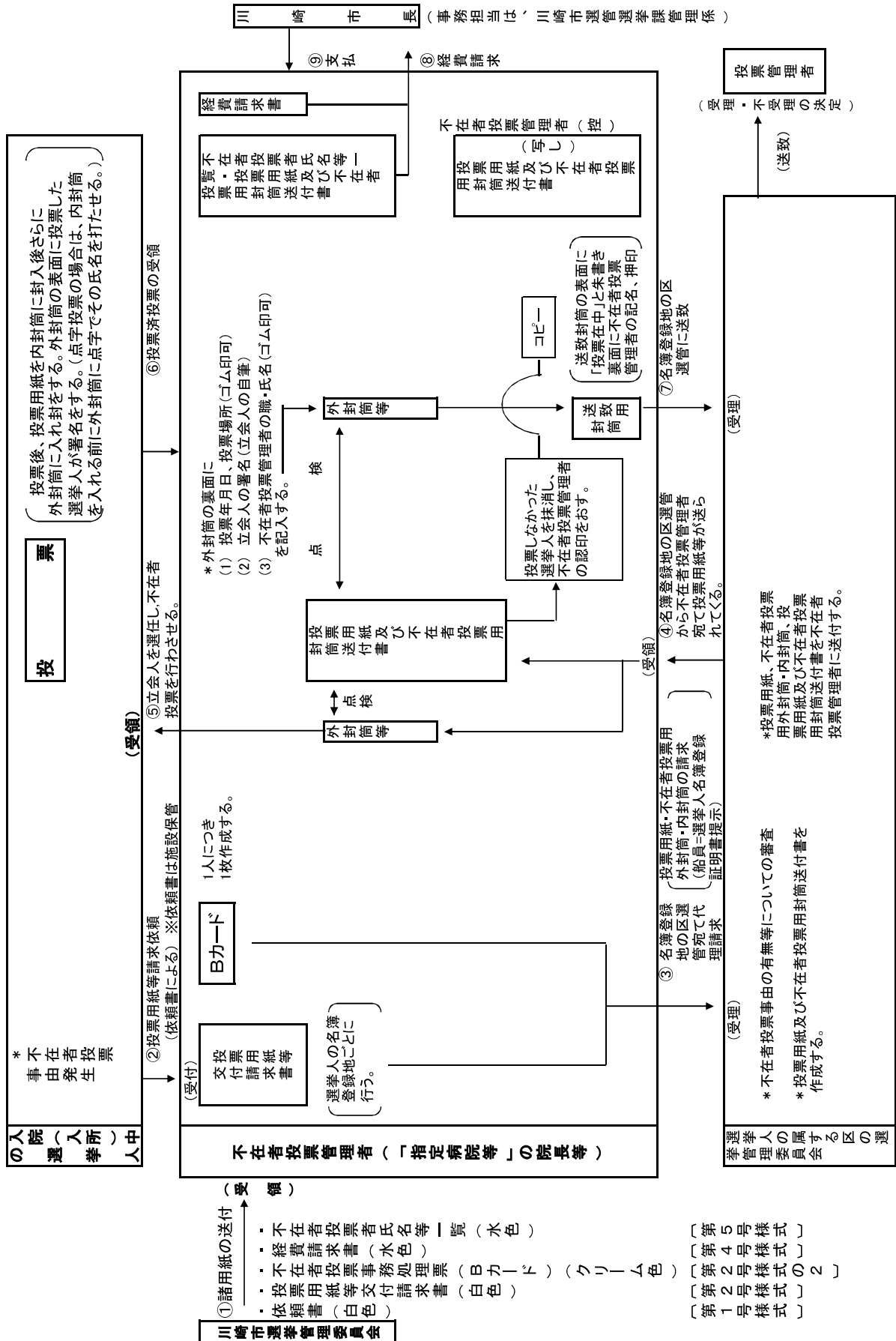
「指定病院等」において不在者投票を行った後、人数分の「投票用紙等」を**区の選挙管理委員会**に送付します。

なお、送付は、当該選挙人が**選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会ごと**に行っていたいただきますが、区の選挙管理委員会から「投票用紙等」を交付する際に、投票の終わった不在者投票の送付先を記載した宛名ラベルを送付しますので、その宛名ラベルを使用してください。また、以下の宛名ラベルに下記使用例を参考にして、必要な所在地、区の選挙管理委員会名及び不在者投票を行った選挙人の人数を記載の上送付していただいても結構です。

注意：「投票用紙等」の送付（返送）は、選挙期日前に確実に**区の選挙管理委員会**に届くよう、郵送日程を考慮しながら、余裕をもってお送りください。

<p>〒213-8570</p> <p style="text-align: right;">使用例</p> <p>(所在地) 川崎市 <u>高津区下作延2-8-1</u></p> <hr/> <p>川崎市 <u>高津</u> 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ 5 ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>
<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>	<p>〒 —</p> <p>(所在地) 川崎市</p> <hr/> <p>川崎市 _____ 区選挙管理委員会 行</p> <p style="text-align: center;">不在者投票用紙（ ）名分在中</p> <p style="text-align: right;">[送付用]</p>

〔参考〕「指定病院等」における代理人請求による不在者投票の処理方法



Ⅲ 資 料

○「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集

(凡例) 法・・・公職選挙法、 令・・・公職選挙法施行令

番号	項目	質疑事項	回 答	関係規定
1	不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書	1 「指定病院等」に入院（入所）中の人が、投票用紙等（投票用紙及び不在者投票用封筒のことをいう。以下同じ。）の請求を「指定病院等」の長に依頼（代理請求の依頼）した場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を提出しなければならないか。	1 代理請求の場合は必要ありません。	令52条
2	投票用紙等の請求	2-1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示の日前においても行うことができるとされているので、今回の選挙について直ちに請求してもよいか。	2-1 差し支えありません。 ただし、選挙人が船員の場合であって、総務省令で指定する選挙管理委員会の委員長に対し請求する場合は、告示日前には請求できません。	令50条 令51条 令53条
		2-2 病院に入院中の者の付き添いをしている人について、指定病院の院長が代理請求をすることができるか。また、その人は指定病院内で不在者投票ができるか。	2-2 前段、後段ともにできません。 なお、この者については、名簿登録地の選管で期日前投票を行うか、現に滞在している地の選管で不在者投票を行うこととなります。	
		2-3 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは自動車、電車等を利用して代理請求を行わなければならないか。	2-3 代理請求を断ることはできませんが、郵便等によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由です。できれば不在者投票が可能となるよう御配慮ください。	
		2-4 入院患者から今日投票用紙等の代理請求をしてほしい旨依頼があったが、郵便等では時間的に間に合わないため、本人の家族の者に院長の補助者として選管に請求に行かせてよいか。	2-4 院長の管理権の及ぶ人（補助者）と認められれば差し支えありません。 なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させることができますよう御配慮ください。	
		2-5 投票用紙等の代理請求の際に、選挙人から徴する依頼書は、選管に送致するのか、それとも手元に保管するのか。 また、その保管すべき期間はどのくらいか。	2-5 前段 不在者投票管理者において保管してください。 後段 不在者投票経費の請求の手続が完了するまでの間は保管してください。 なお、選挙の効力又は投票の効力に関する異議の申出がされた場合は、それに伴う争訟が終結するまでの間保管していただく必要がありますが、その際は市選管から連絡します。	法202条 法203条 法206条 法207条

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
3	候補者氏名等掲示	3 入院患者から候補者氏名一覧表を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を痛感しているが、選管で配布する予定はないか。	3 市選管としては配布しませんが、区選挙管理委員会が要請に応じ個別に送付することは、差し支えない取り扱いとしています。 ただし、送付された候補者氏名一覧を掲示することは差し控えてください。 なお、「指定病院等」において配布された候補者氏名一覧に手を加えることのないようお願いいたします。	法175条
4	選挙人への便宜及び立候補届出期間	4 選挙人への便宜のため、立候補状況がわかる新聞を投票記載台近くの適当な場所に、不在者投票管理者が置いておくことはどうか。	4 選挙人の便宜を図るうえからやむを得ません。 なお、立候補の届出期間は選挙期日の告示の日1日のみですので念のため申し添えます。	法86条の4
5	不在者投票をする期間	5 投票用紙等は交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日をあらかじめ定めてする投票日まで、不在者投票管理者が保管することはどうか。	5① 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨申出があった場合にこれを拒否することはできません。 ② 不在者投票管理者が保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合、選挙人の了解を得て、保管するのであれば差し支えありません。	令58条
6	不在者投票の方法	6-1 投票の記載をする筆記用具には、定めがあるか。 6-2 選挙人が投票記載所に候補者氏名一覧や候補者の氏名を記したメモを自ら持ち込み、見ながら投票用紙に記入してもよいか。 6-3 投票記載場所の数には、制限があるか。 6-4 「指定病院等」に入院（入所）中の伝染病患者及び精神病患者で必ずしも歩行不可能ではない者を、投票日当日投票のために外出させることは適当でないので、「指定病院等」内で不在者投票をさせて差し支えないか。 6-5 選挙人が不在者投票を行う時点で、その者が選挙期日の当日に入院中又は入所中の見込みであれば、投票をさせてよいか。通所についてはどうか。	6-1 特にありませんが、赤鉛筆の使用はできるだけ避けてください。 6-2 差し支えありませんが、他の選挙人に見せるようにしてはなりません。 6-3 ありません。 6-4 歩行困難な者とみなして不在者投票をさせて差し支えありません。 6-5 前段 差し支えありません。ただし、選挙期日までに退院又は退所することが明らかな場合は投票できませんので御注意ください。 後段 通所者は投票できません。	令58条 令58条 令58条 法49条

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
		6-6 A(指定)病院に入院中に投票用紙等の交付を受けた者が、その後B(指定)病院に移った場合に、B病院内で不在者投票させることができるか。	6-6 選挙人が、自ら投票用紙等の交付を請求した場合に限りさせることができます。 しかし、その人が自分の投票区の区域外の病院(A)に入院中であることを理由に投票用紙等の交付を受けており、新たに移った病院(B)が、その人の投票区と同一区域内にあるときは、原則不在者投票はできませんが、天災・悪天候や新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況であるために外出困難である場合などは不在者投票事由に該当するので、区域内であっても、不在者投票を行うことができます。	令50条
		6-7 選挙人の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それらを受理したが、その前に選挙人が退院・退所した場合の処置について	6-7 経緯を詳細に書いて投票用紙等を至急、交付した区選管に返送してください。 なお、当該選挙人に対しては不在者投票理由が消滅したため投票用紙等を区選管に返送した旨及び投票日当日投票所に行けば投票できる旨を連絡してください。	令64条
		6-8 選挙人から請求依頼があり投票用紙等を選管からとりよせたところ、本人が人事不省に陥り、不在者投票できなくなった場合、不在者投票管理者としてどう処置したらよいか。	6-8 投票日の前日まで不在者投票管理者においてこれを保管してください。不在者投票ができず、その後選挙の当日投票に行ける状態になれば、投票所で当該不在者投票用紙と引き換えに投票できますので、その時に交付してください。 なお、当日投票もできなかった時は、投票時間経過後、理由を付して区選管に返送してください。	令64条
		6-9 自書能力もなく口も聞けない人が候補者の一覧表を載せた新聞を持ってきて、自分が投票したいものの氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。	6-9 選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。	令58条
		6-10 投票箱の設置についての定めはあるか。	6-10 ありません。 投票箱の設置は特に義務づけではありませんが、一定の適当な箱(例えば、手さげ金庫)に一時確実に保管してください。	
		6-11 投票立会人は、不在者投票の期間の途中で変更して差し支えないか。	6-11 差し支えありません。	令58条
		6-12 ベット上で投票することになる場合、投票記載台についてもベット上で記載できるよう足を短くするなど改良して使用したいがどうか。	6-12 差し支えありません。要は投票の秘密が守られるよう配慮されていれば結構です。	令58条

番号	項目	質疑事項	回答	関係規定
		6-13 代理投票を行わせる場合に、代理投票の補助者の氏名を病院内の記録にとどめる必要があるか。	6-13 法令上何ら定めもありませんのでその必要はありませんが、任意に行うことは差し支えありません。 しかし、代理投票の仮投票においては、補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面に記載することとなりますので念のため申し添えます。	
		6-14 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名について、「記名」と「署名」との相違はどこか。	6-14 「記名」は本人以外の者が記載しても差し支えありませんが、「署名」は本人が自書しなければなりません。したがって、「記名」の場合はゴム印なども使用できますが、「署名」の場合は使用できません。	令60条
		6-15 病院長名で投票用紙の代理請求をした後、病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理（医師である副院長）が院長事務を行っているが、この場合不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいか。	6-15 院長代理何某と記載してください。	令60条
		6-16 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなくてはならないか。	6-16 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者が2人の計4人いなければなりません。	令58条
7	投票の送致	7 不在者投票の送致の際に、送致用封筒の表面に記載する「投票在中」という文言は朱書きによるか。	7 法令上の定めはありませんが朱書きをお願いします。	令60条
8	経費の請求	8-1 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払い総額に相違があるか。 8-2 経費の請求は、投票用紙等の交付数又は投票者数のいずれで算出すべきか。	8-1 いずれも同額で1,050円です。 8-2 投票者数で算出してください。	
9	新型コロナウイルス感染症関連	9-1 新型コロナウイルス感染症対策を行うための人員・予算が確保できそうにないので、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方には投票させなくてもよいか。 9-2 新型コロナウイルス感染症に感染し自宅療養をしていた人が特例郵便等投票を行うため投票用紙等を請求したが、その後病状悪化によりA（指定）病院に入院した。この場合、A（指定）病院で投票させればよいか。	9-1 感染を理由に投票を拒否することはできませんので、選挙人の投票の機会をできるだけ確保するように努めてください。 9-2 既に投票用紙等を請求済みであれば、特例郵便等投票で投票を行わせることができます。 この場合A（指定）病院の長が不在者投票管理者となって行う不在者投票ではありませんので、念のため申し添えます。	

番号	項目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
10	その他	<p>10-1 投票当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。</p> <p>10-2 選挙期間中に不在者投票管理者が変更となった場合、選挙管理委員会に報告する必要があるか。</p>	<p>10-1 主に次のようなものです。</p> <p>① 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない投票</p> <p>② 不在者投票用外封筒に選挙人の署名に代えてゴム印で記名した投票</p> <p>③ 不在者投票用外封筒に投票した年月のみで日の記載のない投票</p> <p>④ 不在者投票用外封筒に投票場所の記載が不十分な投票</p> <p>⑤ 不在者投票用外封筒の封が破られている投票</p> <p>⑥ 正規の不在者投票用外封筒を用いない投票</p> <p>⑦ 不在者投票用外封筒に立会人の氏名の署名のない投票</p> <p>⑧ 不在者投票用外封筒に立会人の氏名をゴム印で記名した投票</p> <p>10-2 報告の必要はありません。なお、施設の名称や所在地が変更となった場合には、区の選挙管理委員会にその旨を速やかに連絡してください。</p>	令63条

◎川崎市・区選挙管理委員会所在地等一覧表

市区名	所 在 地	電 話	
川崎市選挙管理委員会	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	選挙係	044-200-3425
		管理係	044-200-3422
		F A X	044-200-3951
川崎区選挙管理委員会	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地	電話	044-201-3124
		F A X	044-201-3209
幸 区選挙管理委員会	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	電話	044-556-6604
		F A X	044-555-3130
中原区選挙管理委員会	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地	電話	044-744-3128
		F A X	044-744-3340
高津区選挙管理委員会	〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号	電話	044-861-3124
		F A X	044-861-3126
宮前区選挙管理委員会	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	電話	044-856-3126
		F A X	044-856-3299
多摩区選挙管理委員会	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1	電話	044-935-3128
		F A X	044-935-3391
麻生区選挙管理委員会	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	電話	044-965-5109
		F A X	044-953-4989

注「問い合わせ先」

- 1 「投票用紙等」の請求は、選挙人の名簿登録地の区選挙管理委員会
- 2 事務手続関係は、選挙人の名簿登録地の区選挙管理委員会又は川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課選挙係
- 3 経費関係は、川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係